

会議名	令和5年度第2回 板橋区障がい福祉計画等策定委員会
開催日時	令和5年10月11日（金）午後2時00分から4時00分まで
開催場所	板橋区役所北館9階大会議室B
出席者	25人〔委員〕丸山晃、齋藤英治、藤井亜紀子、渡辺理津子、鈴木正子、宮副和歩、越智大輔、熊懐敬、桑原仁美、佐々木章吾、松村美穂子、宮川裕三子、土岐祥子、平木孝典 〔事務局〕福祉部長、障がい政策課長、障がいサービス課長、志村福祉事務所長、障がい政策課管理係長、障がい政策課自立支援係長、障がい政策課障がい者活躍推進係長、障がいサービス課地域生活支援係長、障がいサービス課福祉係長、障がいサービス課認定給付・指導係長、障がいサービス課施設係長
会議の公開(傍聴)	<input checked="" type="checkbox"/> 公開（傍聴できる） <input type="checkbox"/> 部分公開（部分傍聴できる） <input type="checkbox"/> 非公開（傍聴できない）
傍聴者数	4人
議題	1 開会 部長あいさつ 委員長あいさつ 2 協議事項 板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）の素案について 3 その他 4 閉会 副委員長あいさつ
配布資料	資料1 板橋区障がい者計画2030・障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）素案 参考1 障がい福祉計画等策定委員会・地域自立支援協議会からの意見集 参考2 板橋区障がい者計画2023・障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）における令和4年度の実績 参考3 委員名簿 参考4 座席表
所管課	福祉部 障がい政策課 管理係（電話3579-2361）

発言者	発言内容
1 開会	
障がい政策課長	<p>本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。板橋区障がい福祉計画等策定委員会事務局、障がい政策課長の小田です。定刻になりましたので、ただいまから、第2回板橋区障がい福祉計画等策定委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の策定委員会は、半数以上の委員のご出席をいただいておりますので、板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱第6条第2項の規定により、有効に成立しております。</p> <p>なお、齋藤副委員長は、別件の会議があるため、遅れていらっしゃる予定です。</p> <p>次に、会議の運営についてです。本委員会は資料、議事録いずれも原則公開とさせていただきます。議事録作成のため、審議内容を録音いたしますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、発言にあたっては、個人情報等にご配慮をお願いします。</p> <p>本日は傍聴の方もいらっしゃいますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、資料の確認をいたします。まず、本日の次第、資料1「板橋区障がい者計画2030・障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）素案」、参考1「障がい福祉計画等策定委員会・地域自立支援協議会からの意見集」、参考2「板橋区障がい者計画2023・障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）における令和4年度の実績」、参考3「委員名簿」、参考4「座席表」。</p> <p>また、机上に「板橋区障がい者計画2023・障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）」計画書と概要版を配布しております。こちらは閲覧用となりますので、本会議終了後は机の上に置いたままでお願いいたします。</p> <p>資料の確認は以上でございます。不足等ございませんでしょうか。</p>
部長あいさつ	
障がい政策課長	<p>それでは、次第に従いまして議事を進めて参ります。</p> <p>はじめに、部長あいさつを、福祉部長の久保田より申し上げます。</p>
福祉部長	<p>お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日は板橋区障がい福祉計画等策定委員会の第2回となっております。本日は障がい者計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画の素案を作成いたしましたので、これについてご協議いただくことになっております。ぜひ忌憚ないご意見を賜り、より良い計画としていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>

発言者	発言内容
委員長あいさつ	
障がい政策課長	続いて、委員長あいさつです。丸山委員長、お願いいたします。
丸山委員長	委員長の丸山です。本日もよろしくお願いいたします。 手元に変分厚い資料がありますけれども、皆さんの意見が反映されているかどうかの確認や、新しく今回ご審議をいただく素案の部分、両方とも大変重要な計画ですので、しっかりと皆さんの意見を出していただければと思っております。本日もどうぞよろしくお願いいたします。
障がい政策課長	ありがとうございました。 それでは、これより先の進行は、丸山委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
丸山委員長	審議に入る前に、出席者の皆様へご協力いただきたいことが2点ございます。 まず、手話通訳などを必要としている方もいらっしゃいますので、発言をする際は、なるべくゆっくりと、わかりやすい言葉でご発言いただくようお願いいたします。 また、ご発言の前には、お名前を名乗っていただきますようお願いいたします。
2 協議事項	
板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）の素案について	
丸山委員長	それでは、次第に沿って進めて参りたいと思います。 次第の協議事項、板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)の素案についてです。 各委員には、事前に計画素案が送られているものと思います。第2部までは、6月に皆様から意見を募った骨子案に対し、修正と事業の追加がされたもの、第3部以降は、今回新たに協議する部分となっています。進め方はいかがいたしましょうか。
障がい政策課長	今、委員長からのご説明のとおり、第2部までが骨子案からの修正・追加、第3部以降が今回新たに加わった部分となります。 従いまして、第2部までと第3部以降で分け、協議・確認をしながら進めていく形を取り、最後に全体を通しての確認をする流れでいかがでしょうか。
丸山委員長	ご異議がなければ、事務局から第2部までの説明をお願いします。

発言者	発言内容
障がい政策課長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>資料1の5ページをご覧ください。「2 SDGs とのつながり」です。骨子案では、文章のみでの記載でしたが、SDGs のめざす 17 のゴールのロゴをすべて掲載し、その中で特に障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画との関連があるゴールを大きく表示しております。</p> <p>続いて、8ページの「4 計画の期間」です。4月の策定委員会の段階では、障がい者計画の期間を6年間とするか7年間とするか、定まっておりませんでした。その後、庁内検討組織での検討も重ね、7年計画として「障がい者計画 2030」とすることになりました。</p> <p>第1部での変更・追加点は以上です。</p> <p>続いて、「第2部 板橋区障がい者計画 2030」です。</p> <p>29ページの基本理念、基本目標は、変更ございません。</p> <p>31ページから37ページは、施策の体系です。骨子案では施策という表現に留めておりましたが、事業の位置付けまで記載しました。現在調整中の事業もごさいますが、現行計画の事業数 133 をやや上回る 140 程度の事業を位置付けることで調整を図っております。</p> <p>31ページの右下に記載しておりますとおり、網掛けのある事業は、重点項目を推進するための主な事業で、星印がついている事業は、新規掲載事業となっております。</p> <p>続いて、39ページから43ページには「4 板橋区障がい者計画 2030 における重点項目」として、1から5を掲載しております。こちらの各重点項目の説明の下部には、重点項目を推進する主な事業を掲載しました。</p> <p>まず、39ページの「重点項目1 相談支援の充実」における推進事業です。</p> <p>現行計画では「サポートファイルの作成・運用」がごさいますが、サポートファイルが完成し、今後はブラッシュアップしながら運用していくことで、重点からは外しています。</p> <p>新たに追加する事業として、「強度行動障がいの支援体制の構築」がごさいます。今回、国の基本指針でも強度行動障がいの支援ニーズを把握するとともに、支援体制の構築が明記されているとおり、強度行動障がいの支援体制の構築は、相談支援の充実に資すると考え、今回重点項目1を推進する事業に位置付けました。</p> <p>続いて、40ページの「重点項目2 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実」です。</p> <p>現行計画では児童発達支援事業所・放課後等デイサービス・保育園・幼稚園・小中学校における医療的ケア児の受入環境の検討・整備がごさいますが、いずれの受入環境も整備完了や整備が予定されていることから、重点からは外しています。</p>

発言者	発言内容
	<p>新たに追加する事業として、「インクルーシブ教育システム構築の推進」がございませう。今回、国の基本指針でも障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築が明記されておりますが、その1つとして、個別の教育的ニーズに込えられ多様な学びの場を選択できる体制の構築に取り組む本事業を、重点項目2を推進する事業に位置付けました。</p> <p>続いて、41ページの「重点項目3 障がいのある人の就労の拡充」です。現行計画では「民間企業における障がい者雇用の促進」と「就労移行・就労定着支援事業所の充実」がございませうが、民間企業に対するニーズ調査の実施や、民間事業所向けの就労支援ハンドブックの作成などにより雇用の促進に取り組んできたこと、各就労支援事業所は、利用を希望する区民が待機することなく利用できることから、今回重点からは外してあります。</p> <p>新たに追加する事業として、「作業所等経営ネットワーク支援事業の充実」がございませう。障がいのある人の就労と社会参加を通じて、就労継続支援B型事業所などの工賃向上に向けた取組を充実させていくため、重点項目3を推進する事業に位置付けました。</p> <p>続いて、42ページの「重点項目4 多様な生活の場の整備」です。新たに追加する事業として、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備」、「個別避難計画の作成・更新」がございませう。</p> <p>「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備」については、障がいのある人が、希望する地域で安心して生活できる「地域包括ケアシステム」の検討・整備に取り組むことで、多様な生活の場の整備に資すると考え、今回重点項目4を推進する事業に位置付けました。</p> <p>「個別避難計画の作成・更新」については、近年の災害において、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために個別避難計画の作成が有効とされ、地域で安心して暮らしていくためにも、避難行動要支援者の個別避難計画の作成・更新が多様な生活の場の整備に資すると考え、今回重点項目4を推進する事業に位置付けました。</p> <p>続いて、43ページの「重点項目5 差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進」です。現行計画では「板橋区障がい者虐待防止センターの運営」、「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターの設置」、「障がい者理解のための広報活動の推進」がございませうが、虐待防止センターは令和4年度より24時間365日の相談体制に強化されたこと、子ども家庭総合支援センターは令和4年度に設置されたことから、重点から外してあります。「障がい者理解のための広報活動の促進」は、広報活動の手段を記載していたもので、各事業においてそれぞれが広報活動に取り組んでいくため、事業自体を削除しました。</p> <p>新たに追加する事業として、「障がい者差別解消講演会の実施」、「職員へ</p>

発言者	発言内容
	<p>の障がい者差別解消研修の実施」、「虐待防止のための研修及び講演会の実施」、「成年後見制度の利用促進」、「コミュニケーション支援機器等の活用の促進」の5つがございます。</p> <p>そのうち、「障がい者差別解消講演会の実施」、「職員への障がい者差別解消研修の実施」は、令和6年に改正障害者差別解消法が施行されることも踏まえ、より重点的に取り組んでいくため、今回重点項目5を推進する事業に位置付けました。</p> <p>「虐待防止のための研修及び講演会の実施」は、現行計画で虐待相談体制の強化に取り組んでいるため、次期計画では関係者の育成にスポットをあてて取り組みたいと考え、重点項目5を推進する事業に位置付けました。</p> <p>「成年後見制度の利用促進」は、令和4年に国が策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、制度の利用促進が謳われていることから、区としても制度の理解を深め、利用促進につなげるため、重点項目5を推進する事業に位置付けました。</p> <p>最後に「コミュニケーション支援機器等の活用の促進」ですが、こちらは、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年に施行されたことや、区のDX戦略の1つとして、障がい者のコミュニケーション支援機器等の導入による円滑なコミュニケーションを行う事業であり、重点項目5を推進する事業に位置付けました。</p> <p>続いて、44 ページをご覧ください。「基本目標に基づく施策の展開」です。調整中の事業もありますが、素案では138 事業の展開を記載しました。重点項目を推進する事業は、年度別計画を立てる予定となっております。また、重点項目を推進する事業には、最も関連のあると思われる SDGs のゴールを1つ掲載しております。</p> <p>第2部までの説明は以上でございます。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで一度、質疑応答に入りたいと思いますが、ご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。</p>
越智委員	<p>質問なのですが、43 ページにコミュニケーション支援機器と書いてありますが、これについて具体的にご説明お願いしたいです。</p>
障がい政策課長	<p>まだ確定した話ではないのですが、色々なものがあるかと思います。話してる内容が文字になって出てくるようなものであったり、書いたものが音声として読み上げられるようなものなど、こういったものを入れるのがいか、円滑に情報のやりとりができるような機器が導入できるよう検討していきたいと思っています。</p>
熊懷委員	<p>就労支援の活動をしている関係で、職場の中で中途障がいになったり、働きづらくなったりしている人からの相談がたくさん寄せられたりしています。福祉と雇用連携ということで厚労省の方も色々取り組んでいただい</p>

発言者	発言内容
	<p>ているわけですが、例えば民間企業あるいは官公庁、板橋区役所においてもそうかと思いますが、雇用率アップというような雇用促進の話と、それから雇用した後のフォローについてはこの計画の中で検討されているのか、あるいは他の計画でそれがカバーされているのか教えてください。</p> <p>もう一つ、日本視覚障害者団体連合から東京都23区中13区で「重度障害者等就労支援特別事業」の導入が認められたと聞いています。この計画ではどのように位置づけられているのか、お伺いできればと思います。</p>
障がい政策課長	<p>まず障がい者の就労のところで、この計画以外でもちゃんと検討してるかというところですが、地域自立支援協議会の中に就労支援部会というものがございまして、そこで就労について検討させていただいて、もちろんこの計画でも障がいのある方の就労は重点として挙げさせていただいておりますので、そういったところも含めて検討はしていきますし、計画に載せて進めていきたいというかたちになります。</p>
熊懷委員	<p>今の計画案を読むと、福祉的就労のことばかり強調されており一般就労について読み取れないので、ぜひそういったことは計画に盛り込んでいただければと思っております。ありがとうございます。</p>
障がい政策課長	<p>「重度障害者等就労支援特別事業」は計画に載せていません。そういったところも大切なことだと思っておりますので、どういうふうに進めていくかも含めて検討はしていきたいと思っております。</p>
丸山委員長	<p>今熊懷委員からご質問のあった障がいのある人たちの就労というのは、例えば障害者総合支援法に基づく就労継続支援や就労移行、就労定着という視点と、もう一つ一般就労の就労支援という障がい者雇用の促進という視点があると思うのですが、本来これは両方とも入るべきものだと思います。力点が福祉的な就労にかなりシフトしていて確かに事業としてはそう見えてくるので、一般就労や障がいのある人を雇用する企業への働きかけについても検討いただければと思っております。</p>
平木委員	<p>31ページから37ページの「施策の体系」の中には重点項目とそうでないものがありますが、私からすれば全てが重要な施策なのではないかと思われまして。例えば、基本目標1の施策2には重点項目が一つもありません。それは基本目標2にも3にもそのような箇所があります。基本目標1の施策2では、令和4年度には生活介護や就労支援などのサービスの増加や、障がい児向けサービスが急増しているという分析が書いてあるわけですが、重点項目から外れています。また、基本目標2の施策3 家族への支援体制の構築においても、高齢化や介護従事者の人手不足が指摘されておりますので、ここにおいても重点項目から外れているのかがよく分かりません。基本目標3の施策2 福祉のまちづくりの推進、ここにも重点項目がありません。これは要望になってしまいますが、板橋区にはスマホで見ることができる「どこでも誰でもおでかけマップ」があります。名所旧跡や防災関連</p>

発言者	発言内容
	<p>は、紙のマップがありますけども、高齢者や障がいのある方は、トイレがどこにあるのか分からないことが一番困るのです。トイレとトイレのある箇所を繋ぎながら散歩する、そういうマップがあれば、安心してまちに出られるような体制になるのではないかと思います。以上です。</p>
丸山委員長	<p>すべて重要なんだけど、例えば施策ごとの大きい括りで一つもないものもあるというご指摘をいただきました。この重点施策の位置付けとか含めて、事務局の方で何か回答いただけますでしょうか。</p>
障がい政策課長	<p>どの事業も大切な事業だと認識しています。その中で基本目標を推進していくということで今回重点として出しているところで、施策体系に重点でないからといって本当に大切ではないとは思っておりません。重点として載っていないものでも積極的に進めていくことは間違いなくやっていかなければならないことだと思っております。ご指摘のとおり各施策にばらつきがあるため、再度どの重点が相応しいのか研究させていただきます。</p> <p>もう一点、「どこでも誰でもおでかけマップ」の話もいただきました。事前にトイレの場所も分かれば行動の計画も立てやすくなることもあるかと思えます。今後どのようにやっていくのが一番充実して利用しやすいものになるかというところについても研究を続けていき、より使いやすいものにしていきたいと思えます。ご意見ありがとうございます。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございます。示し方ってなかなか重要な点で、人によって受け取り方が違ってくるので、大切なご指摘だったと思えます。</p> <p>他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。</p>
渡辺委員	<p>重点項目4のところ、43 ページに「[95] 個別避難計画の作成・更新」とあるのですが、現在こちらは危機管理部の方で担当されていたと思いますが、令和6年度以降は福祉部で担当されるということでよろしいでしょうか。確認のため、ご質問です。</p>
障がい政策課長	<p>今は危機管理部でやっております。今後、どこが担当した方がより実効性があるかというのは検討して、場合によっては福祉部の方でやることもあろうかと思えます。まだそこは検討中になっておりますので、そういった体制が決まりましたらまたご連絡させていただければと思います。</p>
土岐委員	<p>前回示していただいていた部分なのですが、15 ページの障がい児全体の推移と傾向のところ、手帳を所持していなくても支援を必要としている子どもの潜在的な存在をどのように把握していくのかは非常に難しいところだと思います。私どもの児童発達支援センターでもまだ手帳を取得していないお子さんの方が多いです。そのことの把握に向けた検討ということで、一つには保育園や幼稚園の加配をつけているお子さんの数があると思えます。幼稚園のお子さんの加配をつけるかどうかというところで、私どもは私立幼稚園から行動観察の依頼を受けていますが、ものすごい勢いでその数が増えています。この急増具合はどこからきているのものなのか分</p>

発言者	発言内容
	<p>析していただきたいと思うところですが、そういう実態は手帳を持っていないお子さんの状況の把握の指針にもなるかなと思いました。</p> <p>そういうところも含めて実態を知るところから、重点項目としてインクルーシブ教育がでていますが、その手前のインクルーシブ保育も十分検討して、考えていかなければならないことにつながるのかなと思いますので、前にも年齢とクロス集計させる話も出ていましたが、改めて障がい児の数の推移をしっかりと丁寧にみていただけたらと思います。</p>
障がい政策課長	<p>ご意見ありがとうございます。やはり実態把握がなかなか難しいというところはあるんですけども、実態を把握した上で効果的な施策を打つことは大切な事だと思います。今後どのように進めるか検討しながら、効果的な施策を打てるよう努力していきたいと思います。</p>
鈴木委員	<p>参考1の対応結果を踏まえた意見です。一点目、参考1の6ページ20番「重点項目1 ひきこもり相談窓口を専門性の高い機関とする。そのもとで埋もれていたニーズをキャッチし、他の専門施設との連携について明記すべき。」という意見内容に対し、「ひきこもりについては障がい特性と関連が強く、今後、区でどのように事業展開していくか検討を進めていく。」という回答があります。これを踏まえて資料1の39ページの相談体制のところですが、「ひきこもりへの対応」という形で書き込めないのであれば、「障がいによる困難があるにもかかわらず、手帳取得やサービス利用に至らない人（或いは制度の狭間にいる人）も視野に入れた相談体制」という表現を加えていただきたい。この計画の対象には手帳を持たない人も位置付けられています。介護サービスでも非該当の困難や予防は市区町村の役割です。「あいポート」は区の独自事業ですから、障がい以前の困難も対象ですが、基幹相談でも区立ですから本来なら今見えていない人を対象とした相談も区の役割だと思います。ですから先ほど言いました表現を入れていただきたいということです。</p> <p>二点目、参考1の7ページ21番「区が昨年行ったひきこもりに関する調査 生活状況調査によると、最も求められている支援が、家以外の居場所だった。区内に障がい者のための多様な居場所が整備されておらず、特にケアが必要な知的障がい者の居場所が不足している。」という意見内容への対応に対し、表現の追加の提案です。資料1の41ページの就労の拡充に関して、一つは就労の場に行けないからこそ埋もれて今サービスに繋がっていない人がいるため、「発達障がい（軽度の知的障がいを含む）に配慮がある施設の推進」という表現を入れてほしいということ。もう一つは、愛の手帳を取得している人でも、社会参加できず、困難を抱えている人がいます。こうした人で行き場がなく「あいポート」に来ている人がいます。本来の対象者ではありません。アセスメントとマッチングも大事ですが、本人たちは人間関係の問題で働き続けることができないと言います。国の定着支援は</p>

発言者	発言内容
	<p>年限があり、働く途中で疲れ果てた際も発達障がいの支援が無いために疲れを癒せず次に進むことができません。「働き続けるための生活の安定」(経済、余暇、暮らし、人間関係)という表現を追加してほしいです。以上です。</p>
福祉部長	<p>福祉部長の久保田です。委員会終了後、細かい文言を改め確認させていただきたいので残っていただけますでしょうか。よろしくお願いします。</p>
丸山委員長	<p>鈴木委員と意見をすり合わせていただければと思います。 他に何かご意見ご質問等、ありますでしょうか。</p>
宮副委員	<p>重点項目5には、周りからの配慮だけではなく本人たちが学ぶという視点も追加してほしいと思います。事業として、支援者が差別について理解するとか、職員の方々が差別解消に関する研修を受けるというのはすごく大事なのでぜひ行っていただきたいのですが、実は当事者自身や親でさえも学ぶ機会がなかなかなくて、とにかく子どもを守りたいと一辺倒で物事を進めてしまうということがあったりします。ですので、社会はこのように守ろうとしてるよという制度の面の話ですとか、子どもたち自身が自分を守るということについて、学んでいかなければならない時代だと思っておりますので、その辺の視点に基づいた事業というものもこの中に含めていただけたらと思っております。</p> <p>「[122] コミュニケーション支援機器等の活用の促進」についても、役所として支援機器を取り入れるだけではなく、本人が活用できるようになることも大事だと思っております。障がいのある子どもたちは、練習しないと機器を使えないことが多々あるのですが、障害者手帳などを使って機器を購入しようとする場合は、使えるという前提でないと支給されないという現実があります。練習をする場など、訓練、療育を目指したコミュニケーション支援機器について、区の補助という方法もあると思いますので提案させていただきます。</p> <p>もう一つだけ。先ほどご意見がありましたが、手帳を持たない子どもたちの数の把握、推移というものはやはりすごく重要だと思っております。今回7年という長い計画になりますが、すごく大事な事業を挙げていただいているのでぜひ進めていただきたいものばかりなんです、前提として数の把握ができていないことがとても多い段階だと思っております。手帳を持たない子どもの数の把握ができていない中で、7年という計画期間の例えば前半の数々が実態把握で終わってしまうのではないかと正直懸念しています。数を把握することは重点項目にするぐらい大前提にして、残りの5、6年は事業を一気に進めてほしいと思います。以上です。</p>
障がい政策課長	<p>障がい政策課長小田です。何が差別か、何が権利かと分かっていないと、自身もそれが本当に権利だということに気づかず、本来の権利が守られないということはあるかと思っておりますので、皆さんに障がい者差別解消や権利擁護について、本人やその家族にも周知していけるようにしたいと思いま</p>

発言者	発言内容
	<p>す。</p> <p>コミュニケーション支援機器の活用に向けた取組みについても、今後の課題の一つであり検討させていただきます。</p> <p>実態把握も大切なことだと思いますので、できる限り実態を把握しながら施策を打っていきたいと思います。我々も考えますし、ぜひ良い方法があれば皆さんにもご意見いただきながら実態に即した施策を打っていけるように頑張っていきたいと思います。ご意見ありがとうございます。</p>
丸山委員長	<p>恐らく個別施策の中には制度的な縛りやしがらみがあり書きにくい部分ができます。また、重点項目はどうしても重きをおきたい部分に焦点が当たるため、その両方から漏れてしまう大事な点もあります。先ほどの本人が権利の主張を学ぶという視点は専門用語でエンパワーメントやセルフアドボカシーという言い方をしますが、これは相談支援分野か学校教育分野か権利擁護なのか、置き場所が難しいかなと思います。個別施策に入れ込むのは区としても難しいと思いますし、ただ大事であるという点は共有できるため、考え方の部分に文言をおくとよいのかなと思いました。</p> <p>見えない数の把握について、例えば資料1の15ページ「精神障がい者数の推移と傾向」には、手帳所持者だけでなく公費負担医療制度で通院している利用者の数を見せるという方法もあります。同じように、知的障がいも成人になってから元々知的障がいがあったと分かる人が非常に多いと思います。ですので、14ページ「知的障がい者の推移と傾向」はあくまで手帳所持者に限られてしまいます。当然ながら、15ページ「障がい児の推移と傾向」も、なかなか厳密にというのは難しいので、明確ではない対象の方々の課題などを集められるように、今期は難しいと思いますが、次回に向けてぜひご検討をいただければと思います。国の障害者実態調査も手帳所持者に限らず、「生活のしづらさ調査」といって、全住民対象で抽出して調査をする仕組みに変わっていて、今の区の調査方法では手帳所持の対象から漏れてしまう小さな声は調査結果の傾向からは落ちてしまっています。その落ちてしまう部分は、ぜひ各委員の事業所や団体、自立支援協議会で出た意見などを反映できればよいと考えております。区としてどのような書きぶりにするか難しいと思うが検討いただければ幸いです。</p>
藤井委員	<p>今回計画書を見て、私は過去これまで長年会議に出ておりましたけれども、すごく良くまとめられていると感じました。というのも小さな声をきちんと拾って、確かに丸山委員長のおっしゃる通りで、どう表現するか、それをどう記載していくか、全区民の方におわかりいただくには本当に個人差があり、法の縛りなどもある中で、大きな括りとして入れていかなきゃいけない部分、個別の部分に入れてなきゃいけない部分と、とても丁寧にやってくれたのだなと感じました。</p> <p>板橋区は国が進めるより前から当事者部会があって、そういった部会が</p>

発言者	発言内容
	それぞれ良いものを持っています。各部会から出た話をどう盛り込んでいけるか、文章に入れ込めないとしてもどう結果として出していくか。協議会自体が包括的であるべきだと思うので、縦割りではなく横の繋がりを大事にしながら進めていっていただきたいと思います。
障がい政策課長	各部会からいただいた意見をそこで終わらせるのではなく、取り入れながら一緒に協力してできるようにしていきたいと思います。地域自立支援協議会では、ようやく部会同士で連携を始められるようになってきましたので、どんどん策を広げていければと思っています。ありがとうございます。
丸山委員長	それでは、次に進みたいと思います。 事務局から、第3部以降について説明をお願いします。
障がい政策課長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>「第3部 障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)」です。</p> <p>こちらは、障がい者計画2030の実施計画に相当する計画で、国の基本指針に基づき、障がいのある人又は障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。</p> <p>まず、77ページの「第1章 障がい福祉計画(第7期)」の「2 令和8年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策」をご覧ください。</p> <p>こちらは、国の基本指針で目標を設定することとされており、これらの目標を達成するために、活動指標を設定します。現行計画との変更点を中心にご説明します。</p> <p>「(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」では、目標①は、現行計画と変わりありません。目標②は、現行計画では施設入所者数を1.6%以上削減することとされていますが、次期計画では5%以上削減することと、削減目標が大きくなっています。施設入所者が安心して地域生活に移行できるよう、地域生活支援拠点等の整備・充実などに取り組みます。</p> <p>78ページの「(3)地域生活支援の充実」は、現行計画では地域生活支援拠点等の機能充実とされていますが、次期計画ではそれだけでなく、強度行動障がいのある人に関する支援ニーズの把握や、支援体制の整備を進めることが新たに追加されています。障がい者計画2030において、強度行動障がいのニーズ把握等の事業を新規で掲載予定としており、今後対応していきます。</p> <p>「(4)福祉施設から一般就労への移行等」では、一般就労への移行や定着に向けて、目標が新設されるなどの変更があります。就労については、障がい者計画2030の重点項目として引き続き取組を進めて参ります。</p> <p>79ページの「(5)相談支援体制の充実・強化等」では、基幹相談支援センターを中心とすることは変わりありませんが、個別事例の支援内容の検証</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>を実施することが新たに追加されています。こちらは、障がい者計画 2030 の基本目標 1 の施策 1－2 「相談機関の連携強化」において取り組んで参ります。</p> <p>続いて、81 ページの「3 障がい福祉サービスの必要量の見込みと確保の方向性」です。ここでは、前項の目標達成に向け、障がい福祉サービスの種類ごとに、必要となるサービス見込量を定めています。</p> <p>今回、障害者総合支援法の改正に伴い、85 ページの「就労選択支援」というサービスが新設されます。現在、国の指針をもとに、利用ニーズを勘案して見込量を調整中でございます。</p> <p>続いて、93 ページの「4 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方向性」です。地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人などが、自立した日常生活を営むことができるよう、市町村を中心として実施される事業です。計画期間におけるサービスの見込量を定めるとともに、見込量の確保、利用者ニーズに合わせた事業の充実に努めていくこととしています。</p> <p>今回、99 ページの「② 社会参加支援」の中の「点字・声の広報等発行」を新たに追加しております。こちらは、事業自体はこれまでも取り組まれておりましたが、地域生活支援事業として扱うことから、次期計画より掲載する予定です。</p> <p>続いて、「第 2 章 障がい児福祉計画(第 3 期)」をご説明いたします。</p> <p>107 ページの「第 2 章 障がい児福祉計画(第 3 期)」の「2 令和 8 年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策」をご覧ください。</p> <p>こちらは、先ほどの障がい福祉計画(第 7 期)と同様に、国の基本指針で目標を設定することとされているものです。これらの目標を達成するために、活動指標を設定します。こちらも、現行計画との変更点を中心にご説明します。</p> <p>「(2)障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築」は、現行計画では「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」となっていましたが、次期計画では、保育所等訪問支援などを活用して「地域社会への参加・包容を推進する体制の構築」と変わります。保育所等訪問支援とは、児童指導員や保育士が、保育所や学校などを訪問し、スタッフなどに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。保育所等訪問支援は、板橋区においてもニーズが非常に高まっています。今後も、サービス提供体制の維持に努めるとともに、地域社会への参加・包容を推進する体制の構築に取り組んで参ります。</p> <p>108 ページの「(4)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」についての指針は変わりありませんが、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は、既</p>

発言者	発言内容
	<p>に1か所確保されております。児童発達支援事業所については、現行計画では板橋キャンパスにおける整備としておりましたが、事業誘致による整備に向け、検討・調整を図っていく予定となっております。</p> <p>「(6)障がい児入所施設に入所する児童の大人にふさわしい環境への移行調整の協議の場の設置」は、新設された項目です。障がい児入所施設に入所している児童が、18歳以降、適切な環境へ円滑に移行できるよう、都道府県や指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本としています。区としては、東京都の動向を注視していくこととしており、障がい児入所施設に入所する児童が18歳になる際、子ども家庭総合支援センターと福祉事務所などの関係機関が連携することで円滑に移行できるよう、情報共有を図っていきます。</p> <p>続いて、110ページの「3 障がい児向けサービスの必要量の見込みと確保の方向性」です。ここでは、前項の目標達成に向け、障がい児向けサービスの種類ごとに、必要となるサービス見込量を定めています。</p> <p>今回、板橋区が児童相談所設置自治体となったことに伴い、112ページの「(2)①福祉型障害児入所施設」と、113ページの「②医療型障害児入所施設」というサービスの見込量も設定することとなっております。</p> <p>最後に「資料編」です。</p> <p>「7 用語集」を除き、素案から新たに資料編として追加したのですが、「2 障がい福祉計画(第6期)及び障がい児福祉計画(第2期)の計画目標と実績」の一部、「3 板橋区障がい者実態調査結果」が調整中となっております。原案の段階で全て掲載予定です。</p> <p>第3部以降の説明は以上でございます。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>第3部以降について、ご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。なければお伺いしたいのですが、松村委員、ぜひ精神障がいの相談支援を受けながらお感じになってる部分のご意見をいただけたらと思います。</p>
松村委員	<p>第7期計画を見させていただいて、いよいよ「にも包括」の構築が正念場になってくると考えています。このシステムがうまく構築していくことで地域移行や相談機能がより充実したものになると思っています。グループホームなど民間参入で事業者が増えていて、事業者の質の担保をどう進めていくのか気になっています。見込量に合わせたかたちで利用者さんが利用してもやはり質の担保がないトリハビリテーションなどうまくいかないのではと思っています。</p> <p>また、「にも包括」構築にあたって協議の場が設けられており、私も参加しているのですが、そこでは活発な意見が飛び交っていますので、それをぜひ自立支援協議会の相談支援部会で吸い上げる仕組みがあるとよいと思っています。行政の方もお声掛けさせていただきますので、そちらにもぜひ</p>

発言者	発言内容
	<p>ひ参加いただいて、協議の場の意見がうまく上がっていいなと思っています。協力しながら、良い形を作っていけたらと考えております。</p>
丸山委員長	<p>この場は計画の策定の会議体なので、計画策定後の日常の事業の質の担保、量の確保など展開をチェックしていくのが自立支援協議会です。私が関わっている違う自治体ではグループホーム、特に日中支援型の質があまりにもよくないということで、定期的に報告させて、協議会でチェックをするということもしていたりします。この場はあくまでも計画策定なので、作って終わりではなく、その後のチェックという部分の進行管理を皆さんで考えられたらと思います。</p> <p>佐々木委員からもぜひ就労支援の立場でご意見ありましたらお願いします。</p>
佐々木委員	<p>いくつか議論の中で就労に関する話題がありました。企業内で中途障がいを負った方がいる企業から、復職に向けてどういった訓練をしていけばよいかわからないと相談がありました。障がいのある方を雇用するというだけでなく、働いている方が障がいを負った時にどういったサービスを受けることができるのか、企業との付き合いが多い就労支援部会で周知していけたらいいなと思っております。</p> <p>二つ目。昨今見られるのが、法定雇用率の引き上げで受け皿が広がり就職する人が非常に多くなっていますが、就労後やはり福祉の社会に戻ってくる方もいらっしゃいます。これは良いとか悪いとかではなくて受け皿が広がったから、就職する人が非常に多くなっています。そこで就労アセスメントの役割が非常に重要になってきて、学校側、企業側に対しても就労の段階であるかどうかきちんと判断して、その人の人生のどのタイミングで働くのがよいか専門性をもって考えることが大事だと考えております。以上です。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございます。宮川委員からもぜひ一言。</p>
宮川委員	<p>インクルーシブというところでは学校間交流や、地域に出ることが多くなって参りました。</p> <p>社会に出ていく前のインクルーシブを進めていくためには相談支援体制が重要であると感じています。普通校の子供と一緒に教育を受けるためにはどのような支援者が必要なのか、一般就労の場に行くためにどのような支援をすればこの子が働けるのか、全部コーディネートしていくのが今の学校の役割になっている気がします。本校就労技術科はやはり就労することを目的に入学してくるんですが、その一人一人にはたくさんの課題があって、そのたくさんの課題解決を考えながら進路先、就労先を見つけていくのですから支援は不可欠になります。この障害福祉計画が実際に施行できたら壮大なすばらしい計画だと思います。それを施行するためにどれだけの人が投入できるのか、どんな人に手伝ってもらえるのかということは、</p>

発言者	発言内容
	私には想像できませんが、頑張るって支えるためには人材、しかも、専門性の高い人材が必要になってくるのかなと思っております。
丸山委員長	<p>人材育成はとても大事で、介護保険もそうだと思いますが、事業者で働く人、それからスタッフ、ボランティアも含めて、その人たちの質を上げていくのも自治体の役割になっています。自治体によっては、それぞれの高齢・障がい・児童の分野の職員研修を社協や事業者と一緒にやって、それを計画の中に書き込んでいるところもあるので、ただ計画を作って終わりではなく、その部分をぜひ今後考えていければと思います。この計画が絵に描いた餅では困るので、できるように、かつ必要なものを、というところを、委員会も残り1回あるのでこの場で協議できればと思います。</p> <p>糸原委員からも、地域の中で民生委員として何かお感じになっていることがあればお願いいたします。</p>
糸原委員	<p>地域の中ではまだ特別感じていることはあまりないのですが、東京都民生児童委員連合会に出席する機会がありまして、その時に障がいについての話が出ました。やはり障がいがある方に対しての認識は、一般区民は興味がありませんと言ったら失礼ですけども、そういう状況です。やっと高校で障がいについての授業が始まったらしいのですが、もっと小さい頃、小学生ぐらいから授業で障がいについて取り扱ってもらえたらもっと知ってもらえるのではという話し合いをしました。障がいについて助け合うにはやはり人と人が一番大事という話も出ました。板橋区は今月末に障がい者スポーツ大会がありまして、参加させていただくので、また何か思ったことがあればお話しさせていただきます。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございます。とても大事な点です。資料93ページ以降に障害者総合支援法で地域生活支援事業という括りがあって、必須事業と選択できる任意事業があるのですが、地域生活支援事業は自治体である程度自由に、重点的に進めていく事業と数値目標を調整することができます。特に98ページ「(2)任意事業」は自治体で選択できます。それ以外の障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの目標値は実績値を入れれば自動的に数字が出る仕組みなので実はあまりいじることができないのですが、この地域生活支援事業のどこに重点を置くかについては自治体の裁量で決められるので、今のような理解促進の部分についてもぜひご意見をいただいて、数字に反映してもらえればというところでございます。</p>
越智委員	<p>第2章でかなり引かかる表現がありました。資料1の108ページ(6)で「大人にふさわしい」という表現がありますが、何をもって大人というのか、ある意味決めつけではないのでしょうか。知的障がいの方など大人になりたいくてもなりきれない方もいらっしゃいます。困ると思います。押し付けに値するのではないのでしょうか。大人なりきれない子どもたちに対して大人になれというのは抵抗があります。事業はおかしくないと思います。</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>大切なことだと思います。</p> <p>中央ろう学校の運営協議会の委員をやっておりますが、その時に、卒業する前に聞こえる世界の考え方とかいろんな仕組みとかを勉強した方が良く、そうしないと社会に入ってから聞こえる人とうまく交流できない、という話を聞いたこともあります。</p> <p>これは大切な事業だと思いますが、「大人にふさわしい」という表現だけは少しひっかかり、別の表現がいいのではと思います。納得できるような表現を考えていただければと思います。</p>
福祉部長	<p>この大人という言葉が指すのは、児童福祉法が適用されなくなるという意味での言葉であります。事業そのものについては国の指値でやってる部分もありますし、この表記も大人にふさわしいというのは、大人になれということではなくて、児童福祉の対象から年齢で外れることによって、私どもサービス提供側が大人として処遇をしましょうということが前提にあります。ただし越智委員がおっしゃった通り、確かにこの表現は引っかかると思います。表記については検討をさせていただきたいと思います。</p>
越智委員	<p>事業の意図や内容は問題ないので、その表記だけ考えていただければと思います。</p> <p>もう一点、資料1の70ページ「[123] 意思疎通ボランティア活動の支援」の事業概要の説明部分で「手話通訳」とありますが、ここを「手話支援」に変えていただきたいです。通訳だと第三者任せで自分ではないですね。通訳に任せてコミュニケーションを取る、表現として合わないのではないかなと思います。この辺りも、任せるのではなくて自分自身で手話を覚えてコミュニケーションをとるなども含めていただきたいと思います。</p>
障がい政策課長	<p>手話支援の表現は検討させていただきたいと思います。その前の「大人にふさわしい」という表現は私も引っかかる部分がありますが、こちらは国の基本指針でその表現が使われているというところがありますので、直せるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございます。「児童」に対する対義語は「大人」ではなく「成人」や「成年」が当てはまるかと思います。私もなぜ国は「大人」という表現を使うのかと思っていたところだったので、越智委員に言っていただけて助かりました。</p> <p>それから手話支援の問題も、手話の言語の流れの中では、手話通訳者という位置付けと、制度としての手話支援というのは、やはり言葉として少し今後検討の余地があると思います。</p>
土岐委員	<p>第3部の計画の見込量を見てみると、民営事業所を運営している立場からするとどうやって一体確保していくのだろうかということは切実ですし、絵に描いた餅にならないようにするにはどうしたらいいのかというところを、色んな事業所が廃業していたり、運営が難しい状況が身近な区内であ</p>

発言者	発言内容
	<p> るということを鑑みて、実際どう実現させていくのか本当に難しいことだ と思うので、行政には人材の確保をどうするのかも併せて考えていただき たいと思います。質の担保の面では、児童発達や放デイの連絡会で研修の 機会もありますが、トップダウンのただレクチャーをするだけの研修では なく、グループワークも含めて相互作用が生まれやすい工夫した研修を区 の方と一緒に積み上げている実績があり、質の担保のために区の方が努力 している成果だと思います。ぜひそれは活かしていただければと思います。 ただ現実的に、厳しい労働条件の中でやっていることなので、働く人の健 康を確保しながら進められたらと思っています。 </p> <p> もう一つ、資料1の112ページの保育所等訪問支援ですが、第2期実績 から第3期見込量が大幅に増加していて、他とは違う数値の出方になって いると思います。保育所等訪問支援の利用が急激に進んでインクルージョ ンを推進しているというようなことが書かれていますけれども、なぜこう いう数字が表れているのかをどのように分析されているのかと思わされま す。保育所等訪問支援といっても実態は保育園・幼稚園への訪問というよ り学校に入っている数字が多いと思います。私も相談支援の立場で、この 場合は保育所等訪問支援を使うしかないね、といったかたちで入れること があります。教育の現場に福祉サービスの連携を作ることはなかなか難し いという中で、苦肉の策として保育所等訪問支援に入り込んでいく、そし てそれを担ってくださるところが増えてきているということがありますの で、前向きに関係が良くなったからというよりも、良くなかったからこの 事業に頼らざるを得なかったという背景があって急増していることを書い ていただいた上で、縦割り行政でなく福祉と教育が連携してお子さんへの 支援のためにこの事業が使われることを願います。この数字の急増の分析 をしっかりした上で計画につなげてほしいと思いました。 </p>
障がい政策課長	<p> これを実行していくのは大変だということもありますが、質を上げな がら確保できるよう努力したいと思いますので、一緒に協力しながらやっ ていけたらと思います。 </p> <p> 保育所等訪問支援もそうなのですが、今おっしゃっていただいたような 背景もありますので、福祉部局だけでやってもなかなか難しいことは 教育部局等と連携し、行政全体で支援できるような形をとれるよう頑張っ ていきたいので、ぜひ一緒にやっていただければと思います。よろしく願 います。 </p>
藤井委員	<p> 資料1の108ページ(4)重症心身障がい児者支援のところですが、今 現在重度や医療的ケアの就学前のお子さんはどこかに通っていらっしゃる ますか。それとも在宅でいらっしゃるのか、週に1、2回だけなのか。うち の子は大きいので過去の話で現在の状況は分からないのですが、前は北療 育医療センターの母子通園、小茂根の方の母子通園、区立では児童ホーム </p>

発言者	発言内容
	<p>でも重度の子は通えていました。先ほどの土岐委員の話もそうですが、本当の意味での実態把握を捉えていただきたいと思います。現状区として把握している部分があるのかどうかお伺いさせていただきます。</p>
<p>障がいサービス課長</p>	<p>ご指摘いただいた重症心身障がい児の数の把握と、どのぐらいの施設に通っているかという点について、細かい数字は医療的ケア児や手帳を持っていないお子さんと同様、把握しきれていないところがございますが、区内いくつかの事業所で受け入れているという状況は聞いています。ただ、それで足りているという認識はありません。今年度もこれから事業者を公募して施設を誘致して来年度以降早い時期の開設を目指して、募集と選定作業を進めていくところがございます。施設の整備と数の把握も併せて、適切な支援ができるようにしていきたいと考えてございます。</p>
<p>宮副委員</p>	<p>まず一つ目として、人材育成に関してはぜひ言及いただきたいです。支援者をどう育てていくか区には積極的に関わっていただきたいという思いです。</p> <p>二つ目ですが、資料1の107ページ(2)インクルージョンの部分です。保育所等訪問支援について取り組むことをメインに障がい者児の地域社会への参加・包容を推進するというような書きぶりになっているように読み取れます。ただ、実際は手帳を持っている障がい児は保育所に行けてないという現実をどれぐらい区が把握していらっしゃるのか疑問に思っています。板橋区では私が知っている限り、脳性まひで歩くのが難しいと言ったら、お散歩に一緒に行けないのでだめです、と申し込みの前段階で園長先生の面談で断られてしまって申し込みができない、要支援園児枠という枠にすら入れないというお子さんの話も聞いてきました。今そういうことが起きているかということは区の方がご存じかもしれませんが、そういう実態があったということがこれまでの板橋区の現状でした。要は保育所等訪問支援を頑張ったところで未就学障がい児のインクルージョンを目指すということにはなかなか繋がりにくいと考えます。医療的ケアだけでなく重度のお子さんが在宅生活を進めていますので、子どもたちが社会に出ることをどこからサポートするか、保育園でいいのか、児童発達支援事業所のところからサポートするか、ある程度網羅するような視点を持っていたらと思います。</p> <p>その流れとして108ページに繋がるのですが、先ほど藤井委員からもご指摘があった(4)の支援を必要としている子どもたちがどれぐらいいるか数の把握がとても大事で、国の方から各市町村に1ヶ所以上確保することを基本としているのは全くその通りで間違いなことなのですが、これはあくまで国全体として見た時の話です。では板橋区には何人いるのかと言った時に、例えば、重症心身障がい児を主に受け入れる児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの基本的な定員は5人です。5人定員が1ヶ</p>

発言者	発言内容
	<p>所あったとして、それで板橋区の子どもたちが網羅されるかと言ったらそれはありえないということは明らかで、書きぶりとして最後に「現状の維持に努めるとともに」とありますが、維持に努められたら困るのが親としての立場。少なくとも現状は維持するところより充実という書き方が続いていることは重々承知していますが、国の目標を守ったからよしということには決してしないようにしていただきたいです。もう少しうまく表現を書き加えていただければすごくありがたいなと思います。</p>
障がい政策課長	<p>ご指摘のとおり現状の文章だと今の維持だけで努力しているように読めてしまいますので、より充実した体制づくりがメインになるような書きぶりに変えさせていただきたいと思います。</p> <p>また、インクルージョンの推進についても、どんなところから進めていくかも大切なところだと思っておりますので、保育所に入れていない方が当然いらっしゃることを含めて検討しながら書きぶりについても変えていきたいと思います。</p>
福祉部長	<p>今おっしゃった話のように、確かに障がいのあるお子さんで保育所に断られる傾向があることは事実だと思います。私も保育担当の部長を3年間やっておりましたので理解しています。ただ一方で、寝たきりのお子さんを預かっている保育所が少なからずあることも事実です。一律ではなく、子どもの状況に応じた対応をより進めた形にしていきたい、そういったところが今後の課題だと思っております。子ども分野では待機児童が0になった途端に保育所の運営が厳しくなっています。何とか障がい福祉分野に振り分けられないかが一つの検討課題で、切り口になってくるのかなと思っています。</p> <p>またご意見やお知恵を授かりながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。</p>
渡辺委員	<p>43 ページ重点項目5の差別解消に関わることですが、本日の会議に出席されている皆さんは障がいをよくご存じですが、ちょっと視点を移すと一般区民の方は障がいについて全くご存じない方がほとんどだと思うのです。理解啓発を進めていかないと差別や虐待はなくなるのではないかと思います。小さいお子さんを対象に学校の授業で障がいのことについて学んでほしいとは思っていますが、今現在暮らしているのは大人の方々が圧倒的に多い状況で、まずは一般区民の方への障がいの理解啓発が必要ではないかと思います。区の方でもう一歩進んだ理解啓発事業や方策を一緒に考えていただきたいなと思いました。</p>
障がい政策課長	<p>やはり地域で暮らしやすくなっていくためには、皆様のご理解がどうしても欠かせないものだと思います。ぜひそこは進めていきたいところではございますので、力を貸していただければと思います。一緒に頑張っていければと思います、よろしく願いいたします。</p>

発言者	発言内容
丸山委員長	<p>他の自治体だと、特に障がい者計画は福祉サービス以外の全体を指しているのので、例えば区民への障がい者理解を進めるという項目を作って、障害者週間前後に普段の広報だけでなく特集を組んだり、小・中学校の教育だけでなく色んなイベントを事業にしています。先ほどの引きこもり支援の話もありましたが、障がい者計画の方は引きこもり支援も対象になっていますので、その理解も含めて従来の知的障がい、精神障がい、身体障がいなど幅広くありますので、とにかく差別をしない、理解を深める施策は必要なんだろうと思いました。</p>
土岐委員	<p>資料1の63ページの家族への支援体制の構築で、きょうだい児支援のことを入れていただいて本当に感謝しています。今の理解啓発の部分もそうですけれども、障がい児者当事者だけでなく、それを取り巻く一番小さな集団である家族、その中でもきょうだい児への理解啓発は重要なテーマだと思うので、具体的にどう進めていくのかは課題だと思いますけれども、子ども達が色んなところで傷ついたり悩んだりする場面がたくさんあるので、広げていっていただけたらと思います。</p>
3 その他	
丸山委員長	<p>ご意見ありがとうございました。時間的にもうぎりぎりになってしまっていますので、もし、またご意見等がありましたら、事務局の方にお寄せいただければと思います。</p> <p>進行が全体的に押してしまい申し訳ございませんでした。</p>
4 閉会	
副委員長あいさつ	
丸山委員長	<p>それでは閉会の挨拶を、齋藤副委員長、お願いいたします。</p>
齋藤副委員長	<p>皆さんこんにちは。板橋区医師会の会長をしております齋藤と申します。第1回が欠席となり、また今日も介護保険の認定審査会が重なり遅くなりましたことをお詫び申し上げます。</p> <p>この2030の計画はこれから7年間の計画ということですが、この7年間は日本全体で少子高齢化がどんどん進んでいき、働き方改革の影響もあって人材が不足していく時代になっていく、非常に難しい7年間となります。いかに地域共生社会を作っていくかが本当に難しい課題だと思います。町を見てみると地域で支えるべき人たちの高齢化が進んでいます。どのように地域を、町を作っていくかということも非常に大事なところじゃないかと思います。私どももぜひその町の人間一人ひとりとして、まちづくりにも関係していきたいと思っております。</p> <p>今日は貴重なご意見をいただきまして、副委員長としてこれでいいのかと思いますけれども、皆さんと一緒にこの計画を立てて、この計画が実行し</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>ていくところまで我々としては見ていかなければいけないところだと思いますので、是非ともご協力をよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、令和5年度第2回板橋区障がい福祉計画等策定委員会の予定されていた議題をすべて終了しました。それでは、事務局にお返しいたします。</p>
障がい政策課長	<p>委員の皆様におかれましては、長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。</p> <p>本日ご審議いただいた内容も踏まえ、本計画の素案についてパブリックコメントを実施する予定です。日程は11月11日(土)から3週間程度、窓口・FAX・Eメール・区ホームページなどでご意見を募る予定でございます。委員の皆様におかれましても、ぜひ各団体の方々などに周知していただければ幸いです。</p> <p>事務連絡ですが、次回の委員会は来年1月17日(水)の午後2時から、会場は板橋区立グリーンホールの2階ホールにおいて開催を予定しております。開催日が近くなりましたら、改めてご案内の通知と資料をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、駐車券や駐輪券が必要な方がいらっしゃいましたら、あわせましてお近くの職員までお申し出いただけますようお願いいたします。</p> <p>最後に、本日の委員会について追加のご意見等がございましたら、10月25日(水)までに、メール等で事務局までお寄せいただければ幸いです。</p> <p>今後とも、板橋区の障がい福祉施策の推進に関しまして、より一層のお力添えをいただければ幸いに存じます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>